

## 国民健康保険に加入のみなさんへ



『8月1日から使える新しい保険証を送付します。』

国民健康保険被保険者証（保険証）を7月下旬に普通郵便で、世帯主宛てに送付します。

配達には、1週間程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、手元に届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。

現在お使いの保険証は、8月1日以降に破棄してください。

### ○変更点

### ・有効期限

令和2年7月31日  
↓  
令和3年7月31日

③国民健康保険税の滞納がある方

有効期限の短い保険証を発行します。

また、特別な理由がなく、1年以上保険税を滞納した場合には、保険証を返還していたとき、医療費が全額自己負担となる「資格証明書」を交付する場合があります。

○お問い合わせ  
町民税務課 町民G  
(84)1965 (直通)

※「兼高齢受給者証」の文字が明記されています。



※次に該当する方は、有効期限が異なります。

①70歳の誕生日を迎える方

誕生日以降の保険証は、誕生月の前月の月末までに送付します。

### ・1日生まれ

誕生日以降の保険証は、誕生月の前月の月末までに送付します。

### ・2日以降生まれ

誕生日の翌月以降の保険証は、誕生日の月末までに送付します。

②75歳の誕生日を迎える方

誕生日以降の保険証について

は、誕生日の前月に「茨城県後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。交付の際には、町から通知しますので、ご確認ください。

○70歳以上の方へは、高齢受給者証との兼用証を送付します。

※負担割合が記載されます。

## 後期高齢者医療保険に加入のみなさんへ



『8月1日から使える新しい保険証を送付します。』

茨城県後期高齢者医療保険被保険者証（保険証）を7月下旬に普通郵便で送付します。

配達には、1週間程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、お手元に届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。

現在お使いの保険証は、8月1日以降に破棄してください。

### ○変更点

### ・有効期限

令和2年7月31日  
↓  
令和3年7月31日

③国民健康保険税の滞納がある方

有効期限の短い保険証を発行します。

○お問い合わせ  
町民税務課 町民G  
(84)1965 (直通)

○制度内容や手続きの詳細は「ちらから」



※通信費は、個人負担となります。

（茨城県後期高齢者医療広域連合ホームページ）

※「一部負担金の割合」が所得判定により変更となっている場合がありますので、必ず、ご確認ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を申請してください